

別表（Ⅲ）中学校教諭一種免許状（英語）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

◎平成30年度入学者

○免許法施行規則66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法Ⅰ	2		
体育	2	健康スポーツ a 健康スポーツ b 健康スポーツ e（水泳） 健康スポーツ f（スキーⅠ） 健康スポーツ g（スキーⅡ） 生活と健康	2	1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅡB 1 英語ⅡB 2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		英語科教育法Ⅰ	2		
			英語科教育法Ⅱ	2		
	・道徳の指導法		英語科教育法Ⅲ	2		
	・特別活動の指導法		道徳教育	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	特別活動論	1		
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育方法	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		4	生徒指導	2		進路指導を含む
			教育相談	2		
教育実習		5	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2		
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		31		32		32単位必修

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
		授業科目	必修	選択		
英語学	20 単位	言語学概論		2	選択科目から2科目4単位を必修とする。	
		英語学概論Ⅰ	2			
		英語学概論Ⅱ	2			
		英語学概論Ⅲ	2			
		英語学Ⅰ		2		
		英語学Ⅱ		2		
英米文学		英文学史Ⅰ	2			
		英文学史Ⅱ		2		
		英文学概論Ⅰ	2			
		英文学概論Ⅱ		2		
		英文学Ⅰ		2		
		英文学Ⅱ		2		
英語コミュニケーション		英作文Ⅰ	2			
		英作文Ⅱ		2		
		英語コミュニケーションⅠ	2			
		英語コミュニケーションⅡ		2		
		英語コミュニケーションⅢ		2		
		英語コミュニケーションⅣ		2		
異文化理解		比較文化Ⅰ	2			
		比較文化Ⅱ		2		
	比較文化Ⅲ		2			
	比較文化Ⅳ		2			
要修得単位	20		16	4		

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて <u>8単位以上</u> 修得すること。

備考：

- それぞれ所属する学科の卒業所要単位のほかに、上記単位数を修得しなければならない。ただし、「教免法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）、および「教科に関する科目」の「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「比較文化Ⅰ」、「比較文化Ⅱ」は、卒業所要単位と併用できる。
- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（31単位）を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教科に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（20単位）を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に含める。
- この表の各科目は別表（Ⅱ）と併用できる。なお、「教職に関する科目」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。